

改正不動産登記令（平成27年7月1日政令第262号） 抜粋

【改正前】	【改正後】
<p>(添付情報)</p> <p>第7条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。</p> <p>一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、<u>当該法人の代表者の資格を証する情報</u></p> <p>二 代理人によって登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報</p> <p>三から六 省略</p> <p>(代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等)</p> <p>第17条 第7条第1項第一号又は第二号に掲げる情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(添付情報)</p> <p>第7条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。</p> <p>一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報</p> <p>イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号</p> <p>ロ イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報</p> <p>二 代理人によって登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報</p> <p>三から六 省略</p> <p>(代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等)</p> <p>第17条 第7条第1項第一号ロ又は第二号に掲げる情報を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。</p> <p>2 省略</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成27年11月2日から施行する。（一部省略）</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この政令の施行前にされた登記の申請については、第1条の規定による改正後の不動産登記令第7条第1項第一号及び第17条第1項の規定、第2条の規定による改正後の船舶登記令第13条第1項第一号及び第四号並びに第3項並びに第27条第1項第一号の規定、第3条の規定による改正後の農業用動産抵当登記令第10条第一号の規定、第4条の規定による改正後の建設機械登記令第8条第1項第一号の規定並びに第五条の規定による改正後の企業担保登記登録令第8条第1項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	

【参考】改正商業登記法 第7条、第19条の3

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号） 抜粋
平成27年10月1日施行予定

（商業登記法の一部改正）

第13条 商業登記法（昭和38年法律第125号）の一部を次のように改正する。

	追加される条文
第7条を第7条の2とし、第6条の次に次の一条を加える。	<p>（会社法人等番号）</p> <p>第7条 登記簿には、法務省令で定めるところにより、会社法人等番号（特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号をいう。第19条の3において同じ。）を記録する。</p>
第19条の2の次に次の一条を加える。	<p>（添付書面の特例）</p> <p>第19条の3 この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。</p>

改正不動産登記規則（平成27年9月28日法務省令第43号）（抜粋）

【改正前】	【改正後】
<p>(資格証明情報の省略等)</p> <p>第36条 令第7条第1項第一号の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 申請を受ける登記所が、当該法人の登記（当該法人の代表者の氏名及び住所を含むものに限る。次号、第193条第5項、第209条第1項第一号、第227条第4項、第238条第5項及び第243条第1項において同じ。）を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合</p> <p>二 申請を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合</p> <p>三 支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して登記の申請をする場合</p> <p>2 令第7条第1項第二号の法務省令で定める場合は、支配人その他の法令の規定により登記の申請をすることができる法人の代理人が当該法人を代理して登記の申請をする場合であって、次に掲げるときとする。</p> <p>一 申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものであるとき。</p> <p>二 申請を受ける登記所が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所であるとき。</p>	<p>(会社法人等番号の提供を要しない場合等)</p> <p>第36条 令第7条第1項第一号の法務省令で定める場合は、申請人が同号イに規定する法人であって、次に掲げる登記事項証明書（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項、第209条第3項及び第4項並びに第243条第2項において同じ。）を提供して登記の申請をするものである場合とする。</p> <p>一 次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書</p> <p>二 支配人等（支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であって、その旨の登記がされているものをいう。以下同じ。）によって登記の申請をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書</p> <p>2 前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。</p>

<p>3 <u>前2項の指定は、告示してしなければならない。</u></p> <p>4 令第9条の法務省令で定める情報は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第十三号に規定する住民票コードとする。</u>ただし、住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報を提供しなければならないものとされている場合にあっては、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを確認することができることとなるものに限る。</p>	<p>3 令第7条第1項第二号の法務省令で定める場合は、申請人が同項第一号イに規定する法人であって、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合とする。</p> <p>4 令第9条の法務省令で定める情報は、<u>住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第十三号に規定する住民票コードをいう。）又は会社法人等番号（商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）とする。</u>ただし、住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報を提供しなければならないものとされている場合にあっては、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを確認することができることとなるものに限る。</p>
--	--

<p><u>（添付情報の省略）</u> 第37条 省略</p>	<p><u>（添付情報の省略等）</u> 第37条 省略</p> <p>第37条の2 法人である代理人によって登記の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。</p>
-------------------------------------	---

<p><u>（住所証明情報の省略等）</u> 第44条 省略</p> <p>2 電子申請の申請人がその者の前条第1項第二号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、当該申請人の<u>代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。</u></p> <p>3 省略</p>	<p><u>（住所証明情報の省略等）</u> 第44条 省略</p> <p>2 電子申請の申請人がその者の前条第1項第二号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、当該申請人の<u>会社法人等番号</u>の提供に代えることができる。</p> <p>3 省略</p>
---	--

<p>(登記識別情報の失効の申出)</p> <p>第65条 1項から6項 省略</p> <p>7 第36条第1項から第3項までの規定は前項において準用する令第7条第1項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第37条の規定は第1項の申出をする場合について、それぞれ準用する。</p> <p>8項から11項 省略</p> <p>(登記識別情報に関する証明)</p> <p>第68条 1項から7項 省略</p> <p>8 第36条第1項から第3項までの規定は前項において準用する令第7条第1項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第37条の規定は第1項の証明の請求をする場合について、それぞれ準用する。</p> <p>9項から15項 省略</p>	<p>(登記識別情報の失効の申出)</p> <p>第65条 1項から6項 省略</p> <p>7 第36条第1項から第3項までの規定は前項において準用する令第7条第1項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第37条及び第37条の2の規定は第1項の申出をする場合について、それぞれ準用する。</p> <p>8項から11項 省略</p> <p>(登記識別情報に関する証明)</p> <p>第68条 1項から7項 省略</p> <p>8 第36条第1項から第3項までの規定は前項において準用する令第7条第1項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第37条及び第37条の2の規定は第1項の証明の請求をする場合について、それぞれ準用する。</p> <p>9項から15項 省略</p>
--	--